

第29号(第31条関係)

← 17.6センチメートル →	
(裏 表 紙)	(表 紙)
↑ 12.5センチメートル ↓	
	猟 銃 ・ 空 気 銃 所 持 許 可 証

注 意 事 項

- 1 猟銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
- 2 猟銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
- 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の猟銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

(2面)

許可証番号 第 号

原 交 付 年 月 日

交 付 年 月 日

本 籍		
住 所		
氏 名		写 真
生年月日	年 月 日	

押し出し
スタンプ

公安委員会 印

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原 許 可	年 月 日			
原許可番号	第 号			
許可年月日	年 月 日 印			
許 可 番 号	第 号			
確 認	年 月 日 印			
有 効 期 間	年の誕生日まで			
更新申請期間	年 月 日から 年 月 日までの間			
種 類				
型 式		銃 番 号		
メーカー名		銃 の 全 長	センチメートル	
モデル名等		銃 身 長	センチメートル	
口 (番) 径		弾倉型式及び 充填可能弾数		
銃腔内腔旋 割 合		適合実(空)包		
特 徴				
替 え 銃 身	種 類			
	口 (番) 径			
	銃腔内腔旋 割 合			
	銃 身 長	センチメートル	センチメートル	センチメートル
	適合実(空)包			
用 途				

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更新	年 月 日	年 月 日 印
	許 可 番 号	第 号
	有 効 期 間	年の誕生日まで
抹	年 月 日	年 月 日
消	理由及び猟銃等の処分状況	

許 可 の 条 件	年 月 日

(27面)

(記載事項変更欄)

[illegible]

(28面)

(檢 查 欄)

[illegible][illegible]

- 備考
- 1 表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。
 - 2 用紙は、洋紙とすること。
 - 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一の猟銃又は空気銃に係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。
 - 4 2面の原交付年月日には、猟銃又は空気銃につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。
 - 5 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、法第5条の2第4項第1号イ、ロ又はハのいずれに該当するかを用途欄に記載すること。
 - 6 一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。
 - 7 表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。